

マイナ保険証の取り扱いについて

当法人ではマイナ保険証（マイナンバーカード）をお預かりすることはございません。

受診等につきましては、今まで通り現行の保険証にて対応させていただきます。

現行の保険証が失効した後は資格確認書にて受診を行う予定です。

資格確認書がお手元に届きましたら、施設までご持参くださいますようお願い申し上げます。

尚、資格確認書は現行の健康保険証の失効前に送付される予定です。（令和7年7月頃と思われる。）

参考：

資格確認書は75歳以上の方や65歳以上75歳未満の方で一定の障害があると後期高齢者医療広域連合から認定を受けた方（後期高齢者医療制度の被保険者）については、令和7年7月末までの間における暫定的な運用として、現行の健康保険証が失効する方に対して資格確認書を無償で申請によらず交付されます。そのため、後期高齢者医療制度の被保険者におかれては、当分の間、申請は不要です。

それ以外の方に関して申請が必要な場合、施設にて代理申請ができる予定になっております。※委任状が必要になります。

ご不明な点等ございましたら、各施設までご連絡ください。

令和6年11月29日
社会福祉法人 豊笑会